

からつの赤ちゃん臨時特別給付金の給付手続きについて

新型コロナウイルス感染症の影響で、出産後の経済的な負担や子育てに不安を抱える子育て世帯を支援するために、臨時の特別給付金を給付します。

給付対象児

令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれ、出生届または転入届で唐津市に住民登録した乳児

申請・受給できる人

※里帰り出産等の短期滞在者は給付の対象にはなりません。
※母が申請・受給することが困難な場合はお問い合わせください。

(次の①か②の条件を満たす給付対象児を出産した母)

- ①令和2年4月27日時点で唐津市に住民登録がある人で、申請日まで給付対象児と同一世帯であり、申請後も引き続き唐津市に在住する見込みのある人。
- ②唐津市への転入日が令和2年4月28日以降で、申請日まで給付対象児と同一世帯であり、申請後も引き続き唐津市に在住する見込みのある人。

給付額

乳児1人当たり10万円

申請に必要な書類

- 1 からつの赤ちゃん臨時特別給付金給付申請書兼請求書（印鑑が必要です。）
- 2 運転免許証などの本人確認書類の写し（申請書兼請求書の裏面に貼り付けてください。）
- 3 振込先の口座番号が確認できる書類の写し（申請書兼請求書の裏面に貼り付けてください。）



申請方法

郵送か本庁子育て支援課窓口または各市民センター総務福祉課窓口で申請できます。

申請期間

令和2年10月15日（木）から令和3年5月31日（月）まで

その他

◎この給付金は、所得税法上「一時所得」に分類されます。給付金を受け取った年と同じ年に生命保険の満期保険金等を受け取っている場合は、確定申告が必要になる場合があります。

◎申請内容に不明な点があった場合に、唐津市から問い合わせをすることはありますが、ATMの操作をお願いすることや、給付のための手数料などの振込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに唐津市子育て支援課までご連絡ください。

唐津市役所 保健福祉部 子育て支援課 庶務係

電話：0955-72-9151（直通） FAX：0955-72-9178